

～ 監督署からのお知らせ ～

奈良県最低賃金

時間額 **896円**

(令和4年10月1日発効)



奈良労働局

葛城労働基準監督署

労働条件に関するお知らせ(パート・アルバイトも含む)

働き方改革



(1) 労働時間の把握について

労働時間(始業時刻、終業時刻)は、原則としてタイムカードやID・ICカード等の客観的な記録方法により把握・管理してください。

(2) 時間外労働・休日労働について

時間外労働・休日労働を行う場合は、業種に関係なく、「**時間外労働・休日労働に関する協定届**」(サブロク協定)を管轄労働基準監督署へ提出する必要があります。

なお、建設業にかかるサブロク協定届の様式が変更(令和6年4月1日施行)されますので注意してください(令和5年3月下旬に発表)。

建設事業では現在、「**上限規制**」が適用されていませんが、令和6年4月1日から適用されます。

なお、「上限規制」の内容は、次のとおりです。

【通常の場合】

()内は、対象期間が3か月を超える1年単位の变形労働時間制を採用している場合です。

時間外労働は、原則として**限度時間「1か月45時間(42時間)かつ1年360時間(320時間)」**以内で行う必要があります。なお、やむを得ない事情があって、この「限度時間」を超えて時間外労働を行う必要がある場合は、「**特別条項付き協定**」を締結する必要がありますが、この場合であっても、次の点に注意してください。

ア 1か月の限度時間「45時間(42時間)」を超えることができる回数は、「年6回(年6か月)」までです。

イ 時間外労働と休日労働の合計は、「単月100時間未満」、「2～6か月平均で80時間以内」です。

ウ 年間の時間外労働の上限は、「720時間」です。

【災害の復旧・復興の場合】

災害の復旧・復興の事業では、前記イ「単月100時間未満 / 2～6か月平均で80時間以内」は適用されません。

月60時間を超える時間外労働の割増率は、令和5年4月1日から「**50%以上**」(割増率1.5)に引き上げられました。



就業規則の内容を変更し、管轄労働基準監督署へ届け出が必要ですよ！

(3) 年次有給休暇について

パート・アルバイトにも年次有給休暇を付与し、その取得推進を図りましょう。

また、年間の付与日数が10日以上の労働者には、本人の意向を確認の上で**5日分**を時季指定して与えてください。



安全衛生（労働災害防止）に関するお知らせ

(1) 労働災害が発生した場合

労働災害により労働者が仕事を休んだ場合は、速やかに「**労働者死傷病報告**」を管轄労働基準監督署へ提出してください。労働災害の治療には、労災保険を使用してください。



(2) 足場「本足場」の使用（一側足場の使用範囲の明確化）

幅が1mある場所では、原則として「**本足場**」を使用してください（一側足場が使用できる場合は限定されます）(令和6年4月1日施行)

足場の点検を行う際は点検者を指名してください（令和5年10月1日施行）

(3) 高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの実現に向けた「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**」（**エイジフレンドリーガイドライン**）の取組

運動機能が低下する中・高齢労働者には、若年労働者とは違い、特に配慮が必要です。例えば、十分な明るさの確保、段差の解消、ゆとりのある作業スピード、身体機能の低下を補う設備等の導入、体力チェックによる健康・体力の客観的な状況の把握などに努めましょう。



(4) 「**STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン**」の取組

熱中症を予防するため、作業前日は十分な睡眠をとり、作業前には体調を確認し、作業中はこまめな休憩をとり、定期的に水分・塩分を補給しましょう。

身体を暑さに慣らす「**熱への順化**」には、1週間程度必要とされますので、急激に暑くなる梅雨明けや盆休み明けなどは特に注意が必要です。



賃金の引上げに向けた取組（検討の依頼）

政府は、新しい資本主義の考え方にに基づき、成長と分配の好循環の形成に取り組んでいます。新しい資本主義の考え方では、企業は、株主だけでなく、従業員、地域社会、そして取引事業者といった多様なステークホルダーの利益を考慮するとの考え方を採ります。我が国企業の持続的成長を図るためには、取引先とのパートナーシップの構築を進めることで、取引事業者全体により、企業価値を最大化することが重要であり、長期的に株主に還元を行うことが可能となると考えています。

〔 監督署からの要請文 〕

令和5年4月30日

事業主各位

葛城労働基準監督署

賃金引上げに向けた取組について

- 政府においては、成長と分配の好循環を実現するため、地域経済の雇用を支える中小企業等が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、環境整備を行っています。
- また、賃上げの流れを継続・拡大していくため、賃上げが高いスキルの人材を惹きつけ、企業の生産性を向上させ、それが更なる賃上げを生むという「構造的な賃上げ」を実現するため、賃金引上げに踏み出す中小企業への支援策の強化などの取組を行っています。
- 労働基準監督署においても、労働条件向上相談窓口を設置し、各事業場における労働基準関係法令の遵守や賃金引上げに向けた労働環境の自主的な改善の促進に向けて、その労働環境の実情に応じたきめ細かな支援等を行っています。
- つきましては、事業主の皆様におかれましても、賃金引上げに向けた環境整備の取組が進められていることや社会的にも賃金引上げが求められていることをご理解いただき、労使で話し合ってくださいなどとして、労働者の賃金引上げについてご検討いただくようお願いいたします。

(※) 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく各省庁における取組については、こちらをご参照ください。

(URL) https://www.cas.go.jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/partnership/index.html



(※) 賃金引上げ特設ページ

(URL) <https://www.saiteichingin.info/chingin/>



トラック運送における荷主（荷物の出し手、荷物の受け取り手）・元請運送事業者の取組（協力の要請）

～ 長時間の恒常的な荷待ちの改善に向けた取組について ～

（１）荷主・元請運送事業者に協力要請する背景及び要請事項について

道路貨物（トラック）運送業は、

- ・ 他の業種に比べて長時間労働の実態にあること、
- ・ 道路貨物運送業の長時間労働の要因の中には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあること

から、運転者の負担を軽減し健康に働けるよう、長時間の荷待ちの改善に向け、荷主の皆様のご理解とご協力が必要不可欠です。

つきましては、トラック運転者の長時間・過重労働防止の観点から、次の事項の実施に努めていただきますようお願いいたします。

1 長時間の恒常的な荷待ちの改善

発着荷主等の都合による長時間の恒常的な荷待ちは、トラック運転者の長時間労働の要因となることから、これを発生させないよう努めること。

2 「改善基準告示」の周知及び遵守への協力

運送業務の発注担当者に、改善基準告示を周知し、トラック運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定すること。

改善基準告示を遵守できず安全な走行が確保できないおそれのある発注を貨物自動車運送事業者に対して行わないこと。

改善基準告示



【要請事項】

（２）トラック運転者の労働災害（交通災害、荷役作業災害）の防止について

トラック運送事業者の皆様はもとより、荷主及び元請事業者の皆様も、「交通労働災害防止のためのガイドライン」、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を順守し、トラック運転者の交通事故の防止や、荷物の積込み・積降し作業中等の労働災害防止にご協力をお願いします。

交通労働災害防止のためのガイドライン

- ・ 労働時間、休憩、運転時間など労働基準法や改善基準を遵守した適正な走行計画の作成及び運転者への指示
- ・ 交通安全情報マップの作成
- ・ 安全教育の実施
- ・ 健康診断の実施
- など



陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

- ・ 荷役作業に適した服装、保護具（墜落時保護用ヘルメット、安全靴等）の着用
- ・ 荷台からの墜落防止対策の徹底（昇降設備の使用等）
- ・ フォークリフトでは、有資格者による運転、特定自主検査の実施、作業計画の作成、用途外使用の禁止（人の昇降に使用しない）
- など



(3) 無料で利用できる相談窓口について

「トラック運転者の
長時間労働改善 特
別相談センター」

ア 「改善基準告示」等のことについて

厚生労働省では、トラック運転者の長時間労働改善に向けて、労務管理の改善や、**荷主**と**運送事業者**の協力による作業環境の改善等を図るために、「**トラック運転者の長時間労働改善 特別相談センター**」を開設しています。特別相談センターでは、**荷主**企業からの作業環境改善に関する相談や、**運送事業者**からの労務管理上の改善や作業環境の改善に関する相談に対応します。また、利用者の希望に応じて、オンライン相談や現地での訪問支援を無料で実施します。



イ 働き方改革の内容を含む労務管理全般について

事業者の皆様が安心してご相談できる窓口として、「**奈良働き方改革推進支援センター**」を設けております。ご相談内容は、行政機関を含め外部に漏れることはありませんので、安心してご利用ください。



同一労働同一賃金の新しいルール（令和3年4月改正）

～ 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保について ～

- ・ 正規雇用労働者（正社員）と非正規雇用労働者（パートタイマー、アルバイト等）との間
 - ・ 派遣労働者と「派遣先の通常の労働者」との間
- の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようなルールを整備し、多様で柔軟な働き方を選択できる社会にします。



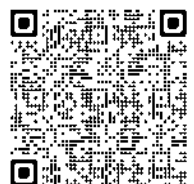
労働保険（労災保険、雇用保険）の年度更新

～ 雇用保険の料率が変更されます ～

6月1日(木)から**7月10日(月)**までの間に「**労働保険の年度更新**」手続きをお願いします。

年度更新

- ・ 年度更新用の「労働保険 概算・確定保険料申告書」は、5月末頃にお送りする予定です。
- ・ 令和5年4月1日から**雇用保険料率**を**変更**します。
- ・ 労働保険料は「口座振替」が便利です。
- ・ 労働保険の申請は、カンタン・便利な「電子申請」をご利用ください。



雇用保険料率



安全衛生にかかる相談窓口一覧

葛城労働基準監督署

一部を除きいずれも原則「無料」ですが、実際の利用にあたっては、電話またはホームページにて具体的な利用（申請）手続き、費用の有無などの詳細を確認してください。

令和5年4月10日現在

| 概要 | 問合せ先 | |
|----------------------------|--|-------|
| | (上段)事業者名 / (下段)事業概要 | QRコード |
| 安全衛生全般 | 厚生労働省「職場のあんぜんサイト」 労働災害統計、災害事例、リスクアセスメント実施支援システム、化学物質、免許・技能講習、外国語による視聴覚教材(動画)など安全衛生全般に関する幅広い情報を提供 | |
| | 奈良労働局「あなたの職場は安全ですか？」 安全衛生全般に関する情報を提供 | |
| 安全衛生サポート | 中央労働災害防止協会(中災防) 安全衛生全般に関する情報を提供(相談、セミナー、用品販売等を案内) | |
| | 中央労働災害防止協会「中小企業支援」 中小企業を対象とした支援事業(各種サポート事業、相談窓口、eラーニング教育教材)の案内 | |
| | 林業・木材製造業労働災害防止協会(林材防) 林業、木材製造業に関する安全衛生の情報を提供(災害統計、講習会、災害防止関係資料等を案内) | |
| メンタルヘルス | 厚生労働省「こころの耳」 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト・メンタルヘルス全般(自殺予防、パワハラ・セクハラ対策等)の情報を提供 | |
| | 労働者健康安全機構「ストレスチェック制度サポートダイヤル」 すべての規模・業種の事業場を対象に、ストレスチェックの実施方法等の相談に対応 | |
| | 奈良産業保健総合支援センター「メンタルヘルス対策支援」 すべての規模・業種の事業場を対象に、専門家の訪問等によるストレスチェック制度の導入を支援 | |
| 産業保健 (職場の健康づくり) | 労働者健康安全機構「産業保健事業」 職業復帰支援(マニュアル、事例紹介など) 産業保健関係助成金の案内 情報提供(情報誌、リーフレット、動画など) | |
| | (ちさんぼ) 北和地域産業保健センター | |
| | (ちさんぼ) 葛城地域産業保健センター | |
| (ちさんぼ) 桜井地域産業保健センター | | |
| 職場における新型コロナウイルス感染症防止対策 | 厚生労働省「感染予防及び健康管理の参考資料」 職場における感染防止対策全般の情報を掲載。各種資料を提供(「取組の5つのポイント」、「実践例」、「チェックリスト」、「新型コロナウイルスに関する労務管理上のQ & A」など) | |

| 概要 | 問合せ先 | |
|--|--|-------|
| | (上段)事業者名 / (下段)事業概要 | QRコード |
| リーフレット | 厚生労働省「安全衛生関係リーフレット等一覧」 安全衛生にかかる各種リーフレットなどを提供 | |
| | | |
| 安全衛生サポート | 建設業労働災害防止協会(建災防) 建設業に関する安全衛生の情報を提供(災害統計、講習会、災害防止関係資料、助成金、「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」等を案内) | |
| | 陸上貨物運送事業労働災害防止協会(陸災防) 陸上貨物運送事業に関する安全衛生の情報を提供(災害統計、イベント、講習会、災害防止関係資料等を案内) | |
| | 港湾貨物運送事業労働災害防止協会(港湾災防) 港湾貨物運送事業に関する安全衛生の情報を提供(災害統計、講習会、災害防止関係資料等を案内) | |
| 化学物質 | 日本化学工業協会(JCIA)(日化協) 化学物質の情報「化学物質リスク評価支援ポータルサイト」を提供。リスク評価支援ツール(BIG Dr)の利用は 有料 です。 | |
| 受動喫煙防止 | 厚生労働省「なくそう望まない受動喫煙」 健康増進法の改正内容など受動喫煙防止に関する情報全般を提供 | |
| 治療と仕事の両立支援 | 労働者健康安全機構「治療と仕事の両立支援」 治療と仕事の両立支援に関する各種情報(制度説明、相談窓口など)を提供 | |
| 産業保健 (職場の健康づくり) | 奈良産業保健総合支援センター(奈良さんぼ) すべての規模・業種の事業場を対象 産業保健全般の相談、情報提供、研修会の開催等を案内 | |
| | (ちさんぼ) 南和地域産業保健センター(2年ごとの輪番制) 電話(0746)34-2353 吉野郡吉野町上市133吉野町中央公民館(吉野郡医師会内) | |
| (ちさんぼ) 南和地域産業保健センター(2年ごとの輪番制) 【令和4、5年度担当】 電話(0747)25-3059 五條市野原西6丁目1-18 保健福祉センター「カールム五條」(五條市医師会内) | | |
| 北和・葛城・桜井・南和地域産業保健センター(ちさんぼ)では、労働者50名未満の事業場を対象に、各種健康相談や個別訪問による助言・指導を行っております。具体的には、次のとおり。 健康診断結果に基づく医師の意見聴取への対応 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導 メンタル不調の労働者に対する相談・指導 長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導 | | |
| 職場における新型コロナウイルス感染症防止対策 | 厚生労働省「感染予防及び健康管理の参考資料」 職場における感染防止対策全般の情報を掲載。各種資料を提供(「取組の5つのポイント」、「実践例」、「チェックリスト」、「新型コロナウイルスに関する労務管理上のQ & A」など) | |